

魚津ヶ崎公園キャンプ場におけるペットの同伴についての注意事項

- ① 建物内（バンガロー・ステージ）へのペットの同伴はお断りさせていただきます。
ただし、厚生労働大臣指定の団体が認定した介助犬を障害者が同伴する場合は、この限りではありません。
キャリー（クレート）等をご利用の場合でも同様の取り扱いとさせていただきます。
- ② 法定狂犬病ワクチン接種済みのペットのみご入場いただけます。
（混合ワクチン接種は任意ですが、接種されることをお勧めしています）
（幼犬や老犬などワクチン接種が難しい場合はその旨を管理人にお申し出ください）
- ③ 場内ではリード・ハーネス着用を義務づけております。
着用のリードは2メートル以内ものをご使用ください。
- ④ 場内散歩時などは、他のお客様のご利用施設・サイトに入らないように注意してください。
- ⑤ 植木・植物の保護のため、樹木にリード等で繫留しないでください。
- ⑥ 管理棟、野外ステージ、炊事棟などの共有施設はペット連れでのご利用はできません。
- ⑦ 宿泊施設内の浴室及び共有シャワーのご利用はできません。
- ⑧ ペットを場内に残したまま外出することはできません。
また、場内でお過ごしの場合でも長時間ペットと離れることのないようにしてください。
- ⑨ 場内でブラッシングをしないでください。
抜け毛がひどい時期は、洋服を着せたり、抜け毛の回収をお願いします。
- ⑩ フンの始末は飼い主の責任で回収し、匂い・汚れが残らないように処理してください。
回収したフンはお持ち帰りください。公園内で排泄してしまった場合は必ず水を掛けて洗い流してください。
- ⑪ 無駄吠え、ペット同士の喧嘩、飼い主以外の方への飛び付きなど、ペットの性格やしつけ度合いを熟慮の上、他のお客様の迷惑にならないよう飼い主としての細心の注意を払ってください。
噛み癖、喧嘩癖のあるペットについては、口輪の利用をお願いします。
- ⑫ 場内でのペットによるトラブルはすべて飼い主の責任となります。
いかなる場合でも一切責任を負いかねます。ご了承ください。

これらのルールを順守いただけない場合は、五島市魚津ヶ崎公園施設条例第 11 条の規定により退去を命じる場合があります。

五島市魚津ヶ崎公園施設条例（平成 16 年 8 月 1 日条例第 155 号）

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公園施設への入場を拒み、又は退場を命ずるものとする。

- （1） 伝染性の病気にかかっていると認められる者
- （2） 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者又はこれらのおそれがある物品若しくは動物を携行する者
- （3） 公園施設の秩序を乱すおそれがあると認められる者
- （4） その他公園施設の管理障があると認められる者